

首里城公園管理体制構築検討委員会設置要綱

制定：令和3年6月11日知事決裁

改正：令和4年6月27日知事決裁

（目的）

第1条 令和2年度の「首里城火災に係る再発防止検討委員会」の提言を踏まえ、沖縄県が策定した「首里城火災に係る再発防止策（基本的な方向性）」（令和3年4月23日策定）に基づく具体的な取組を進めていくにあたり、首里城公園の管理体制構築に関する検討を行うため、首里城公園管理体制構築検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は次に掲げる事項を処理する。

- (1) 首里城公園の管理体制構築に関すること。
- (2) 防災センター機能の再編に関すること。
- (3) 防災・防火設備等の運用体制の強化に関すること。
- (4) 管理運営に関する制度の活用方法の見直しに関すること。

（組織）

第3条 委員の構成は、次に掲げる者のうちから知事が依頼する。

- (1) 首里城火災に係る再発防止検討委員会委員であった者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他、知事が必要と認める者

2 委員会に、関係機関から参画する協力委員を置くことができる。協力委員は、知事が依頼する。

（委員長）

第4条 委員会には、委員の互選により委員長を置く。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員の互選によりその職務を代理する者を置く。

（委員の任期）

第5条 委員及び協力委員の任期は、原則として、2年間とする。ただし、再任を妨げない。

（会議）

第6条 委員会の開催は、土木建築部長が通知する。

- 2 委員長は、委員会の議長となり、会の進行を行う。

（関係者の出席等）

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者を出席させ意見等を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、沖縄県土木建築部首里城復興課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月27日から施行する。